

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 5 月 11 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600404 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700016 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成16年4月1日は16万4,000円、同年8月2日は18万3,000円、同年12月1日は4万7,000円に訂正することが必要である。

平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者の平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年4月1日
② 平成16年8月2日
③ 平成16年12月1日

タクシー乗務員として在籍していたA社において支給された請求期間①、②及び③に係る賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録では当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の分割先であるB社から提出されたA社の16年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(写)及び給与支給明細書(控2)(写)、C厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届(写)、B社の回答並びにA社の元従業員の陳述から、請求者は、請求期間①に16万4,000円、請求期間②に18万3,000円、請求期間③に4万7,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日に係る請求者の届出や保

険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600389 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700015 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月

私は、派遣社員として在籍していたA社から、請求期間において賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の元代表取締役2名及び同社の分割先の事業所に照会したものの、当時の資料を得ることができない上、請求者も、請求期間に係る賞与明細書及び当時の預金通帳を所持しておらず、当該期間において請求者に賞与が支払われた事実、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。